# 令和4年度行政監査結果報告書の概要

#### 1 行政監査

地方自治法(第199条第2項)に基づき、道が行う事務の執行について監査を行うもの。

## 2 実施概要等

テーマを定めて監査を実施したほか、テーマ以外の一般行政事務についても監査を実施した。

# 3 テーマ設定分に係る監査

## (1) 監査のテーマ

公の施設等の安全管理について

# (2) 監査の目的等

平成23年の東日本大震災をはじめ、平成30年の北海道胆振東部地震など、近年、想定をはるかに超える地震や豪雨などの自然災害が発生しており、道民が利用する公の施設等については、利用者の安全確保と適切な管理の重要性が更に高まっている。

また、道では、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等に公の施設の管理を行わせる指定管理者制度を導入している。

ついては、公の施設等の適切な安全管理に資することを目的に、安全点検が適切に行われているか等、次の点に着眼して監査を実施した。

- ア 安全点検が適切に行われているか
- イ 利用者の安全対策が適切に講じられているか
- ウ 訓練等が適切に実施されているか
- エ 指定管理者制度が導入されている施設に係る安全管理について、所管部局と指定管理者間の共有がされているか

## (3) 監査の対象等

ア 監査の対象とした施設 (テーマ分)

公の施設等である、342施設を監査の対象として選定した。

※342施設の内訳

・直営施設(308施設)

女性相談援助センター、診療所(8)、心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター、旭川子ども 総合療育センター、向陽学院、大沼学園、高等看護学院(3)、高等技術専門学院(8)、障害者職業 能力開発校、農業大学校、北の森づくり専門学院、漁業研修所、病院(4)、子ども総合医療・療育 センター、図書館、美術館(5)、道立学校(259)、児童相談所(9)

·指定管理者制度導入施設(34)

道民活動センター、北方四島交流センター、総合体育センター、北見体育センター、オホーツク流氷科学センター、総合博物館、道民の森、道営住宅(5)、子どもの国、真駒内公園、野幌総合運動公園、オホーツク公園、ゆめの森公園、宗谷ふれあい公園、道南四季の杜公園、十勝エコロジーパーク、噴火湾パノラマパーク、サンピラーパーク、オホーツク流氷公園、北見病院、埋蔵文化財センター、ネイパル(青少年体験活動支援施設)(6)、北方民族博物館、文学館、釧路芸術館

イ 監査の対象とした施設(テーマ以外)(413部局)

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部(各部の出先機関を含む。)、出納局、各総合振興局・振興局(各振興局の出先機関を含む。)、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁・各教育局(所管機関及び出先機関を含む。)、警察本部(各方面本部、警察学校及び各警察署を含む。)

ウ 監査の対象年度

令和3年度及び令和4年度(必要に応じて他の年度も対象とした。)

エ 監査の実施方法

監査対象部局に対して資料の提出を依頼し、これを踏まえて定期監査と同時に実地又は書面により実施 した。

# (4) 監査結果 (主なもの)

着眼事項	確認事項	結 果
	建築物・建築設備の点検の状況(直営施設)	点検を実施していない施設が、2部局、2施
切に行われて		設あった。
いるか	学校安全計画の策定による点検の状況(直営施	<b></b>
	設)	設あった。
	都市公園法等に基づく点検の状況(直営施設)	点検を実施していない施設はなかった。
	消防設備に係る点検の状況(直営施設)	点検を実施していない施設が、6部局、6施
		設あった。
	消防設備に係る点検の状況(指定管理者制度導	
	入施設)	設あった。
利用者の安全	避難経路上の状況(直営施設)	避難経路上に障害物が確認された施設が、4
対策が適切に		部局、4施設あった。
講じられてい	AED設置場所までの案内表示の状況(直営施	{
るか	設)	設が、32部局、32施設あった。
	AED設置場所までの案内表示の状況(指定管	案内表示を置くなどの取組を行っていない施
	理者制度導入施設)	設はなかった。
	AEDの日常点検の状況(直営施設)	AEDの日常点検を実施していない施設が、
		4部局、4施設あった。
訓練等が適切	特定防火対象物施設における消防訓練の状況	消防訓練を実施していない施設が、28部局、
に実施されて	(直営施設)	28施設あった。
いるか	特定防火対象物施設における消防訓練の状況	消防訓練を実施していない施設が、2部局、
	(指定管理者制度導入施設)	4施設あった。
	非特定防火対象物施設における消防訓練の状況	消防計画に基づく訓練を実施していない施設
	(直営施設)	が、65部局、65施設あった。
	非特定防火対象物施設における消防訓練の状況	消防計画に基づく訓練を実施していない施設
	(指定管理者制度導入施設)	が、3部局、5施設あった。
	土砂災害警戒区域において、要配慮者利用施設	要配慮者利用施設としての訓練を実施してい
	として定められている施設における利用者の避	ない施設が、3部局、3施設あった。
	難の確保のための措置に関する訓練の状況	
	(直営施設)	
	洪水浸水想定区域において、要配慮者利用施設	
	として定められている施設における利用者の避	ない施設が、1部局、1施設あった。
	難の確保のための措置に関する訓練の状況	
	(直営施設)	 
	津波災害警戒区域において、避難促進施設とし	
	て定められている施設における利用者の避難の	施設はなかった。
	確保のための措置に関する訓練の状況	
	(直営施設)	
	火山災害警戒区域において、避難促進施設とし	
	て定められている施設における利用者の避難の	施設が、1部局、1施設あった。
	確保のための措置に関する訓練の状況	
He da ble on the matthe value of a	(直営施設)	
	所管部局と指定管理者間の情報共有の状況	所管部局と指定管理者間の情報共有を行って
いる施設に係る安全管理につ		いない施設はなかった。
いて、所管部局と指定管理者		
間の共有がされているか	_	

#### (5)監査委員の所見

近年、想定をはるかに超える地震や豪雨等における大規模な災害が発生しており、こうした点への対応をは じめ、道民の方々が利用する公の施設等の安全・安心の確保は、施設運営の基本をなすものであり、日頃から 施設の点検や緊急時の対策を万全にしておくことが重要である。

- ・ 建築物・建築設備に係る点検、学校保健安全法における学校安全計画に基づく施設や設備の点検、公園 に係る点検、消防法に係る消防設備の点検を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。
- ・ また、点検の結果、修繕の必要があるが改善の見込みが立っていない施設は、事故を未然に防ぐため、 修繕箇所の危険性や緊急性を考慮し、修繕が完了するまで関連箇所への出入りを制限したり、代替措置を 講じたりするなど必要な安全対策を講じることが望ましい。
- ・ 避難経路上に障害物が確認された施設等については、地震や火災などの災害が発生した場合、速やかに 安全な場所へ誘導、避難ができるように平時から適切に避難経路等を確認しておくことや避難器具の取扱 いを適切に管理することが必要不可欠であり、速やかな是正が必要である。
- AEDの日常点検を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。
- ・ 施設利用者がAEDを迅速かつ容易に見つけ出し、迅速に利用できるようにするために、AED設置場所まで誘導する案内表示を置くなどの取組を行っていない施設については、速やかな是正が必要である。
- ・ 利用者の安全を確保するための災害マニュアルやBCP等の作成状況としては、9割以上の施設で作成 されていた。

火災や地震等の災害や事故発生時に、施設の利用者の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、 緊急時に必要な行動や役割分担等を記載したマニュアル等を作成し、あらかじめ職員に周知するなど緊急 時の発生に備えた事前の体制整備を万全にしておくことが極めて重要であり、適切な作成及び内容の見直 しを行うことが望ましい。

・ 防犯対策の取組状況としては、来訪者に声かけを行うなどの不審者対応を行っていない施設は1割未満 であった。

利用者が安心して施設を利用できるようにするためには、積極的な不審者対応等の取組が重要であることから、不審者対応等への取組を実施していない施設については、不審者対応等へのマニュアル等を整備することが望ましい。

・ 施設管理者として安全を維持管理するための施設職員の職場内外における研修等については約5割の施 設が実施していた。

情報の共有や認識等が重要であることから、研修等に参加することが望ましい。

・ 消防訓練は、消防法の規定により、定期的な実施が義務付けられており、コロナ禍を理由に免除される ものではなく、また、必ずしも消防署の立ち会いが必要でないことから、図上訓練や消火器具による模倣 訓練等により実施することも可能であるため、消防署の立ち会いができないことを理由に安易に中止する のではなく、適切に実施することが必要である。

消防訓練を実施していない施設については、訓練実施の意義を十分理解し、早急に改善されたい。

- ・ 自然災害において、市町村地域防災計画により要配慮者利用施設及び避難促進施設として定められている施設で、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成していない施設及び避難訓練を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。
- ・ 指定管理者制度が導入されている施設に係る安全管理における所管部局と指定管理者間の共有について は、引き続き適切に情報共有を実施していくことが望ましい。

以上、意見を述べたところであるが、道においては、今回の監査結果等を真摯に受け止め、今後とも関係法令等を遵守し、適切な施設の安全管理対策に努めていくことを望むものである。

### 4 テーマ設定分以外の一般行政事務に係る監査

#### (1) 監査の着眼事項

テーマ設定分以外の一般行政事務について、組織、職員の配置、事務処理の手続、行政運営等の執行、その他必要な事項について、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点で監査を実施した。

## (2)監査結果

- 1 特定個人情報を含む書類の保管が適切でないもの
- 2 個人情報の取扱いが適切でないもの
- 3 自家用車の公用使用に係る手続きが適切でないもの
- 4 公用車の運転命令時における職員の飲酒状況の確認が適切でないもの
- 5 酒気帯び確認記録票に確認内容を記録していないもの
- 6 郵便物の管理が適切でないもの
- 7 北海道から市町村へ権限移譲した事務を誤って処理していたもの
- 8 遺失物事務に係る小切手の取扱いについて見直しを要するもの